

神奈川県立追浜高等学校 P T A 規約

第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本会は、神奈川県立追浜高等学校 P T A（以下本会と言う）と称し事務局を本校内に置く。

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本会は、保護者と校長・副校長・教頭及び教職員（以下教職員等と言う）とが連帯・協力して家庭及び社会における生徒の健全な成長をはかることを目的とし、次の活動をする。

- 1 保護者と教職員等が協力して、生徒の生活及び学力の向上をはかる。
- 2 学校の教育的環境の整備を図り、教育活動を援助する。
- 3 学校の運営における公費の充実について努力する。
- 4 会員の知識と教養を高め、併せて相互の親睦を図る。
- 5 以上を具体化するために、成人教育委員会・広報委員会・学年委員会・環境安全委員会を置く。

第 3 章 方針

第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 特定の政党・党派にかたよることなく、又もっぱら営利を目的とする行為は行わない。
- 2 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配統制干渉をも受けてはならない。
- 3 生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 4 本会は、教職員等及び教育委員会と学校問題について討議し、その活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提供するが、学校の管理や教職員の人事に干渉してはならない。

第 4 章 会 員

第 4 条 本会の会員になることができる者は、本校生徒の保護者及び本校に勤務する教職員等とし、会員は、すべて平等の権利と義務を有する。なお、本会の会員は、神奈川県立高等学校 P T A 連絡協議会及び高等学校 P T A 全国協議会の会員となる。

第 5 章 経 費

第 5 条 本会の経費は、入会金・会費及びその他の収入をもってあてる。会費の額及び収入・支出の種類並びに額を決定する場合には、総会の承認を得なければならない。

第 6 条 新入会員には入会金を徴収するものとし、その額は 3,000 円とする。ただし、4 月 1 日現在、すでに会員である者は入会金を免除する。会費は同一世帯につき、1 名分、月額 310 円を徴収する。ただし、特別の事情がある時は、会費の減免をすることができる。

第 7 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。但し、会計年度終了後から第 1 期定期総会までの期間は、新年度の暫定期間とする。

第 6 章 常置委員

- 第 8 条 本会には常置委員を置く。
- 1 常置委員は、第 1 期定期総会前に、保護者から各組毎に 1 名及び学年毎に学級に応じた人数を互選し、教職員中から若干名を選出する。
 - 2 常置委員は、成人教育委員会・広報委員会・学年委員会・環境安全委員会等のいずれかに所属する。
 - 3 常置委員の任期は 1 ヶ年とする。但し、再選を妨げない。
 - 4 常置委員の欠員は、必要のある場合は補充する。
 - 5 各常置委員会は委員長 1 名と副委員長若干名を選出する。
 - 6 各常置委員会は必要に応じて委員長が委員会を招集する。

第 7 章 役員及び運営委員

- 第 9 条 本会には次の役員を置く。
- 1 会長 1 名（保護者）
 - 2 副会長 2～3 名（保護者）
 - 3 書記 若干名（保護者及び教職員）
 - 4 会計 3 名（保護者 2 名教職員 1 名）
 - 5 会計監査 2～3 名（保護者）
- 第 10 条 1 役員の任期は、1 ヶ年とし兼任は認めない。但し再選を妨げない。
2 役員に欠員を生じた場合は、運営委員会が会員中から選出する。その任期は前任者の残任期間とする。
- 第 11 条 役員の選出方法は、次の通りとする。
- 1 役員の候補者の推薦は、役員候補者推薦委員会がこれに当たり、推薦した候補者を総会の 1 週間前までに、全会員に通告するものとする。なお、会員中から立候補する場合は、総会の 1 ヶ月前までに会長あて届けるものとする。
 - 2 役員候補者推薦委員会の構成は、次の通りとする。
 - 1 3 学年の運営委員
 - 2 教職員から 1 名
 - 3 役員の候補者の氏名を発表する前に、被推薦者の同意を得るものとする。
 - 4 役員の選出は定期総会において行う。
 - 5 役員の就任時期は定期総会開催日とする。
- 第 12 条 役員会を必要に応じて会長が招集することができる。
- 第 13 条 運営委員会は役員と各常置委員会委員長・副委員長で構成し、必要に応じて会長が招集する。

第 8 章 運営委員会及び役員の任務

- 第 14 条 運営委員会の任務は、次の通りとする。
- 1 事業計画の原案作成、新年度予算の編成。
 - 2 予算修正の必要を生じ、又は緊急を要する事項がある場合、総会を開くいとまの無いときは運営委員会がこれを代行する。但し、この場合次期の総会に報告しなければならない。
 - 3 総会に提出する報告書の作成。
 - 4 その他総会から委託された事務を処理する。
 - 5 緊急事態が起こったときの対応を協議決定する。
- 第 15 条 役員の任務は、次の通りとする。
- 1 会長は、本会を代表し、総会及び運営委員会等を招集する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
 - 3 書記は、総会並びに運営委員会等の議事の記録、書類の保管及びその他の庶務を行う。
 - 4 会計は、本会の会計事務をつかさどる。
 - 5 会計監査は、その年度の会計を監査する。但し、議決権は持たない。
 - 6 各委員長は、その委員会の業務をつかさどる。副委員長は、委員長を補佐する。

第9章 会 議

- 第16条 会議は、総会・運営委員会・常置委員会・役員会とし、必要ある時は、臨時委員会を設置する。
- 第17条 総会は、次の通り行う。
- 1 定期総会 毎年5月中に開き、決算報告・新年度事業計画案・収支予算案の承認・役員選出、その他必要な事項を審議する。
 - 2 臨時総会 会長が必要と認めた時に招集する。
- 第18条 総会の日時・場所・議題は、1週間前までに全会員に通告する。
- 第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の承認を要する。但し、委任状は出席と認める。
- 第20条 運営委員会は、全員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の承認を要する。但し、委任状は出席と認める。

第10章 改 正

- 第21条 本会の規約は、総会において、出席者の過半数の賛成により改正することができる。但し、改正の提案については、予めその内容を会員に通告しておかなくてはならない。

第11章 補 則

- 第22条 校長・副校長・教頭は、各会議に出席し、意見をのべることができる。
- 第23条 1 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。
- 2 運営委員会は、細則を制定し、又改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。
- 付則 この規約は、1963年（昭和38年）4月1日から実施する。
- 付則 この規約は、1974年（昭和49年）4月1日から実施する。
- 付則 この規約は、1980年（昭和55年）4月1日から実施する。
- 付則 この規約は、1981年（昭和56年）4月1日から実施する。
- 付則 この規約は、1982年（昭和57年）4月1日から実施する。
- 付則 この規約は、1987年（昭和62年）5月18日から実施する。
- 付則 この規約は、1989年（平成元年）5月27日から実施する。
- 付則 この規約は、1991年（平成3年）2月16日から実施する。
- 付則 この規約は、1993年（平成5年）4月1日から実施する。
- 付則 この規約は、2004年（平成16年）4月1日から実施する。
- 付則 この規約は、2005年（平成17年）2月5日から実施する。
- 付則 この規約は、2007年（平成19年）4月1日から実施する。
- 付則 この規約は、2009年（平成21年）2月7日から実施する。
- 付則 この規約は、2014年（平成26年）5月17日から実施する。

[細則]

助成費の支出に関する細則

1 部活動補助規定

- 1) 関東大会以上の出場者に部活補助として、1名につき5,000円を助成する。
- 2) 全国大会以上の出場の時、1)に加えて垂れ幕の掲出に必要な費用を助成する。

制定

上記の規定は2003年(平成15年)2月1日から実施する
 " 2005年(平成17年)3月31日実施する

2 PTA運営に係る経費規定

項目	運営委員会	役員会	常置委員会	渉外旅費
交通費	実費	実費	実費	実費
茶菓代	なし	200円程度	200円	なし
食事代	必要と認める時 800円(税別)程度	なし	必要と認める時 800円(税別)程度	必要と認める時 800円(税別)程度
日当	なし	なし	なし	県内(市外)又は日帰の時 400円 県外で宿泊の時 800円
請求項目	運営費(会議費・交通費)		活動費(各旅費)	

※食事代は昼食時を挟む概ね全日に係る活動に支給する。

3 PTA慶弔費規定

項目	一般会員(生徒の保護者)	教職員等の会員
香料等	会員、生徒の時 5,000円+花輪又は生花	会員、配偶者の時 5,000円+花輪又は生花
火災、家屋の倒壊等の見舞い	現に会員の居住する住宅のとき 全…10,000円 半…5,000円	同左
餞別等	なし	花束(3,000円程度)
祝儀等	卒業生に卒業記念品	会員の結婚祝い 10,000円 出産祝い 5,000円 (会員及び配偶者のとき)

制定

上記の規定は、1999年(平成11年)5月15日から実施する
 " 2002年(平成14年)2月1日から実施する
 " 2005年(平成17年)3月31日から実施する
 " 2016年(平成28年)3月12日から実施する
 2021年(令和3年)6月1日から実施する